

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0531第4号」により、測定項目の留意事項が変更されましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

■ 適用日 令和5年 6月 1日から適用

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
カルプロテクチン（糞便）	270点

保険収載内容 一部変更

下線部分が変更されました。

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
カルプロテクチン（糞便）	270点	尿・糞便等検査判断料 （※1 34点）	「D003」糞便検査 「9」
留意事項 ～（略）～			
イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、FEIA法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ～（略）～			

※LA法：受託未定

補足情報（ELISA法：65715 便中カルプロテクチン〔ELISA〕、FEIA法：65296 便中カルプロテクチン〔FEIA〕）

